

## 随意契約の事前公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行うこととし、名張市契約規則第28条第1項第1号の規定により、次のとおり公表する。

1. 件名	名張市子どもセンター清掃業務委託
2. 発注室	福祉子ども部子ども発達支援センター
3. 業務概要・契約期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日
	来館者に不快感をあたえないよう、常に名張市子どもセンター内を快適・清潔に保つため、清掃作業について業務委託する。
4. 場所	名張市 百合が丘5番町 地内
5. 契約予定日	令和6年4月1日
6. 契約相手方の決定方法	本公表に示した参加資格を有する者であって、名張市契約規則第10条に基づいて決定された予定価格の範囲内で契約できる者。
7. 選定基準	高齢者等の雇用の安定に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。